

お知らせ

当院は、厚生労働大臣が定める「入院時食事療養Ⅰ」の届出をしている保険医療機関です。

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

標準負担額は以下のとおりです。

	一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額 (1食)	
A	一般 (住民税課税世帯) の方 (B、C、D以外)		490 円	
B	C、Dに該当しない指定難病の方		280 円	
C	住民税非課税	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230 円
			過去1年間の入院期間が90日超	180 円
D		低所得者Ⅰ	110 円	

南東北福島病院

承認印 _____ 掲示期限 無期限

お知らせ

当院は、厚生労働大臣が定める「入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養Ⅰ」の届出をしている保険医療機関です。

管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

標準負担額は以下のとおりです。

65歳未満の方		標準負担額（1食）
A	一般の方 (B、Cに該当しない方)	490 円
B	指定難病の方（Cに該当しない方）	280 円
C	低所得者	
	過去1年間の入院期間が90日以内	230 円
	過去1年間の入院期間が90日超	180 円

65歳以上の方

	65歳以上 70歳未満	70歳以上	標準負担額			
			食費(1食)	居住費(1日)		
D	一般（住民税課税世帯）の方(E~Mに該当しない方)		490 円	370 円		
E	指定難病の方（F~Mに該当しない方）		280 円	0 円		
F	住民税 非課税 世帯	低所得者Ⅱ	医療区分1の方(G~Jに該当しない方)	230 円	370 円	
G			重篤病状等 (医療区分 2・3)	申請月以前の12か月以内の入院期間が90日以下		230 円
H				申請月以前の12か月以内の入院期間が90日超		180 円
I			指定難病	申請月以前の12か月以内の入院期間が90日以下	230 円	0 円
J				申請月以前の12か月以内の入院期間が90日超	180 円	
K	低所得者Ⅰ	医療区分1の方(L、Mに該当しない方)	140 円	370 円		
L		重篤病状等	110 円			
M		指定難病	110 円		0 円	
N	境界層該当者		110 円	0 円		

南東北福島病院

承認印 _____ 掲示期限 無期限